

## 宮城県教育委員会と台北市政府教育局との 教育交流協力に関する了解覚書

本覚書は、宮城県教育委員会と台北市政府教育局（以下「双方」という。）が、双方の友好関係の促進及び教育交流における連携と協力関係を強化するため締結するものである。

### 1 目的

双方が教育分野において協力関係を強化し、国際的な視野を持ち、積極的に未来の発展を担う人材を共に育てることを目的とする。

### 2 連携及び協力分野

#### (1) 青少年の国際交流の促進

双方は、青少年の国際交流に積極的に取り組み、互いの伝統・歴史・産業・文化を取り入れた国際理解教育や教育旅行の促進について協力する。

#### (2) 学校間交流の促進

双方は、互いの地域の小・中・高等学校間の積極的なオンライン交流及び対面交流を促進し、相互関係を強化する。

### 3 有効期間及び注意事項

本覚書は、締結した日から3年間効力を有する。

ただし、有効期間満了前3か月以内に、双方の一方からもう一方に対し、本覚書を更新しない旨の書面による意思表示がない場合は、本覚書は、同一条件でさらに3年間延長するものとし、その後も同様とする。

本覚書は、双方の書面上の合意により、改正することができるものとし、改正された後の覚書は、双方が合意した日から効力を有するものとする。

本覚書に定めのない事項及び疑義については、双方協議の上、解決するものとする。

本覚書は、法律上の効力を有さず、かつ、相手側に法律上の効力を求めることはできない。

本覚書は、日本語と中国語一部ずつ作成し、締結後に各自その一部を所持する。

2024年3月29日

宮城県教育委員会 教育長  
佐藤 靖彦（自署）

台北市政府教育局 局長  
湯 志民（自署）